

## 第5章

# 個性豊かな人材と文化を育むまち



△リニューアルした平成令和の森スポーツ公園

第1節 生涯学習

第3節 義務教育

第5節 高等学校等教育

第7節 スポーツ

第9節 文化財

第2節 就学前教育

第4節 特別支援教育

第6節 青少年育成

第8節 文化・芸術活動

# 第1節 生涯学習

## 現状と課題

近年、情報化やグローバル化の進展等によりめまぐるしく変化する社会情勢に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術等の習得が必要となっています。また、長寿社会による生活時間の拡充や社会の成熟化に伴い自由時間が増大している現在、一人ひとりが自分自身を高め、より豊かな生活を創り上げていくことが求められています。

本市においても、少子高齢化、過疎化等による地域社会の構造変化がみられる中、生涯学習の果たす役割はますます重要となっており、「地域に開かれた学校」実現のため、地域と協力して必要に応じて、各学校との連携をさらに深め、学習活動、交流活動、人づくり、まちづくりの拠点となる公民館、集会所など社会教育関係施設の適正な維持・管理、整備・充実及び社会教育関係職員の体制強化を図ることが求められています。

また、図書館については、多くの市民に活用され、従来の閲覧・貸出の役割にとどまらず、子育て支援やビジネス支援、医療・健康コーナー設置などの市民ニーズに応じた図書館サービスを提供してきましたが、今後はICタグや自動貸出機等を導入することにより、図書館システムと連携し効率化することで、図書館サービスの充実を図ります。

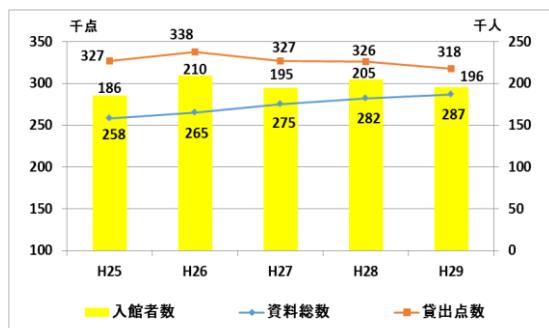
併せて、平成30年度に策定した「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」に沿って、家庭、地域、学校等や関係機関と連携して、幼児期から本に親しみ、親子で読書を深めるための環境づくりに努めます。

■公民館年間利用者数の推移■



資料：市社会教育課

■宇佐市民図書館の利用状況の推移■



資料：宇佐市民図書館

## 施策の方針

市民が学習・活動するための施設・設備の充実や活動機会の充実等により、市民が生きがいを持ち、豊かな生活を送ることができる社会の実現に努めます。

また、図書館については、より一層の図書館サービスの充実や読書活動の推進、環境整備に努めます。

## 目標指標

【目標指標については単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	公民館年間利用者数	人	118,309	125,000
2	年間市民一人あたりの貸出冊数	冊／人	4.9	5.3
3	不読率の解消 ※「不読率」とは、一ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合のこと	%	小学校未満 3.5 小学校 2.9 中学校 8 高 校 40.9	2%以下 2%以下 8%以下 35%以下

## 主要施策

### 1 生涯学習施設・設備の充実

- ①公民館や集会所、図書館などの生涯学習施設については、耐震対策や改築及び長寿命化等、生涯学習の拠点にふさわしい施設・設備の充実に努めます。
- ②学校と連携して学校施設の開放を図ることにより、地域住民への生涯学習の場の提供に努めます。

### 2 生涯学習活動機会の拡充

- ①地域学校協働活動や小学生チャレンジ教室等の実施により、ボランティア指導者の育成に努めます。
- ②公民館の館長・指導員については、公募制の導入を検討します。
- ③社会教育関係団体の活動を支援することにより、社会教育活動の活性化に努めます。
- ④自主的なサークル活動等の支援を継続することにより、地域に根ざした各種活動の活性化を図ります。
- ⑤パソコン教室等の各種学級や講座等を開催し、市民ニーズに応じた学習機会の提供に努めます。
- ⑥広報うさやホームページ等を活用して、生涯学習に関する催物、団体、施設等の情報を積極的に提供します。

### 3 図書館サービスの充実

- ①一般書や専門書、逐次刊行物<sup>※1</sup>、インターネット等を活用した幅広い情報など各種資料の収集・整理・保存に努めるとともに、自動車図書館を活用した市内全域サービスに努めます。

#### 【用語解説】

<sup>※1</sup> 逐次刊行物・・・出版物の一種で、同一標題の元に終期を定めずに刊行される分冊刊行物で、代表的な物に雑誌・新聞・年鑑がある。

- ②郷土の歴史、文化、先覚者、行政文書等の資料の収集・整理・保存に努めるとともに、それらを活用した書籍の刊行に努めます。
- ③ＩＣタグの導入で資料の管理を効率化することにより、資料検索・情報の提供等の各種サービスを推進します。
- ④利用者の調査等を支援することにより、レファレンスサービス<sup>※2</sup>の充実に努めます。
- ⑤大分県立図書館をはじめ公共図書館等との連携による相互貸借や本館・分館での予約・受取サービス等により、利用者のニーズに対応した資料や情報の迅速な提供に努めます。
- ⑥ホームページや図書館だより等を積極的に活用して、情報の発信に努めます。

#### 4 読書活動の推進

- ①読書会や講演会、おはなし会、図書整理等の活動を支援することにより、図書館利用及び読書活動を促進します。
- ②読み聞かせやブックスタート<sup>※3</sup>等に取り組むとともに、「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」に沿って、家庭、地域、学校等、関係団体等、社会全体が連携して、すべての子どもが積極的に読書活動を行える環境の整備に努めます。
- ③毎年11月の第3日曜日の「うさ教育・家庭・読書の日」を啓発し、読書感想文・感想画コンクールの表彰式等を開催することにより、読書活動の推進を図ります。

#### 主な取組

- ◇生涯学習施設耐震対策・複合化
- ◇自主サークルの活動支援
- ◇全国公共図書館等との連携による相互貸借
- ◇図書資料の充実
- ◇自動車図書館のステーションの見直し
- ◇図書館システムのＩＣＴ化
- ◇「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進

##### 【用語解説】

<sup>※2</sup> レファレンスサービス・・・図書館などで、利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務。

<sup>※3</sup> ブックスタート.....市区町村自治体が行う0歳児健診などの機会に、「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動。

## 第2節 就学前教育

### 現状と課題

本市には、公立幼稚園2園が設置されており、特性を活かした幼児教育の推進に取り組んでいます。また、小学校就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う幼児教育の重要な時期であることを踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児教育を総合的に提供するための条件整備が課題となっています。

また、市内の幼児教育機関との連携を図りながら、研修会を開催するなど宇佐市全体の幼児教育の質の向上を図るセンター的役割を果たすことが求められています。

#### ■幼稚園の状況■

区分 年次	園数	学級数	園児数						
			総数	3歳		4歳		5歳	
				男	女	男	女	男	女
H25	5	21	371	52	58	64	72	59	66
H26	5	21	379	59	61	62	63	65	69
H27	5	20	359	54	48	61	68	62	66
H28	5	21	366	50	69	59	57	60	71
H29	5	21	357	62	54	48	75	60	58
H30	5	19	340	56	49	54	53	52	76

資料：学校基本調査

### 施策の方針

幼児教育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の具体化を踏まえつつ、質の高い幼児期の教育の総合的な提供の推進を検討します。また、園児等の安全を確保するため、老朽施設の整備を検討します。

### 目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	外国語教育を視野に入れたふれあい学習のためのALT配置	回／週	1	2

## 主要施策

### 1 幼児教育の充実

- ①幼稚園教育において育みたい資質・能力を明確にし、創意工夫に満ちた全体計画の作成及び教育課程の編成、実施、評価に取り組み、小学校教育への円滑な接続を図るよう努めます。
- ②定期的な研修、協議の場を確保するとともに、公開保育研修会等を実施し、職員の資質向上、情報交換の促進に努めます。
- ③幼稚園と保育所が一体となった「認定こども園」についてニーズや情勢等を考慮して検討します。
- ④老朽化した施設・設備の整備等により、安全・安心な教育環境の確保に努めます。

## 主な取組

- ◇宇高地区幼稚園教育協議会開催
- ◇特性を活かした教育課程の編成
- ◇老朽施設の整備
- ◇公開保育の実施及び幼児教育のセンター的役割の実践



親子大豆の種まき



ALTによる英語ふれあい学習

# 第3節 義務教育

## 現状と課題

少子化の進行や情報化、グローバル化の進展など子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、学校には様々な役割が期待されています。また、子どもが地域の大人など様々な他者と関わる機会も減少しており、地域が担ってきた子育てや社会性育成などの機能が低下しているといわれています。

このような中で、本市としては市内小中学校では、積極的に保護者や地域の人々に信頼される開かれた学校づくりを進めるため、授業参観や施設開放など地域の特性を活かした様々な取組を行っています。毎月「宇佐市教育の日」として各小中学校の参観ができる日を設定し、今後も学校運営協議会を核として「地域とともににある学校づくり」を推進していく必要があります。

また、学校施設の耐震化に重点的に取組み、市単独での臨時講師、外国語指導助手等の配置や学校施設改修支援、教育用コンピュータの導入など義務教育の充実に努めてきました。今後も施設の長寿命計画による老朽化対策や義務教育9年間を通じた授業改善により基礎・基本の定着や学習意欲の向上を図る必要があります。

また、いじめ、不登校未然防止に向けた道徳・人権教育の推進、体験活動や生徒指導の充実や体力の向上に向けては、体を動かすことの楽しさを味わう経験をさせ、体力づくりを強化していくことが必要となります。さらに、保護者や地域との連携の強化を図り、地域とともにある信頼される学校づくりが求められます。

学校給食については、ガイドラインによる施設整備や衛生環境の充実に努めていくとともに、アレルギー対応食の提供の実施による安全安心な給食の提供や地場産品の利用拡大による給食を通じた食育にも積極的に取り組んでいく必要があります。

## 施策の方針

知・徳・体のバランスのとれた質の高い教育を提供し、安心し信頼して子どもを託すことのできる環境を整えるため、教科指導・生徒指導等の教育内容の充実に努めるとともに、安全安心な学校づくりに向けた学習環境の改善や学校施設・設備の充実に努めます。また、学校と家庭や地域社会とが一体となり取組を推進することにより、地域に開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努めます。さらに、子どもたちの健全な体の育成を図るため、栄養バランスの取れた学校給食を提供するとともに、学校給食を通じて食に関する指導を推進します。

## 目標指標

【目標指標については、2. 3については単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況		目標	
			2017年	2024年	小	中
1	児童生徒用タブレット端末導入	台	100	4,000		
2	全国学力・学習状況調査の全ての教科で全国平均正答率を超えた小・中学校	校	小 10	中 1	小 12	中 3
3	全国体力テストの達成率の向上（小・中学校）	%	小 67.7	中 29.2	小 80	中 30

## 主要施策

### 1 安全・安心な学校づくり

- ①小学校の遊具点検や保護者等による環境整備活動の支援、教室環境の向上等に取組み、安全安心な学習環境の整備に努めます。
- ②防災教育や避難訓練等の実施による安全の確保や児童生徒、教職員の健康診断等を行うことによる保健・衛生の充実に努めます。

### 2 学校施設・設備の充実

- ①学校施設長寿命化計画に基づき、校舎や体育館、プール・トイレなど老朽化した施設・設備等の改修等に努めます。
- ②児童生徒の減少により生じた空き教室等については、ワークスペースや特別教室等として有効利用に努めます。

### 3 教育内容の充実

- ①学校教育方針に基づき、各学校の教育目標を設定し、特色ある学校づくりに努めるとともに、その実現に向けたP D C A<sup>※1</sup>の確立に取り組みます。
- ②少人数指導及び習熟度別学習の実施等指導形態の工夫や、個別の指導計画及び個人カルテ等による児童生徒の実態に即した魅力ある授業の創造に取組み、確かな学力の定着に努めます。
- ③人権教育や道徳教育等に取組み、人権感覚を育むとともに個々の感性を磨き、豊かな心の育成に努めます。
- ④「一校一実践」の推進や体育専門員の導入等により、体力・運動能力の向上を図り、健やかな体づくりに努めます。
- ⑤ICT環境の整備や図書の充実、短期留学支援など時代に即した教材・備品、体験の充実等により、学ぶ意欲の育成に努めます。

#### 【用語解説】

※1 P D C A ・・・ Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Act(改善・処置)の頭文字で、業務を行ううえで、計画を立てて実行し、結果を評価後改善して次のステップへと繋げていくこと。

⑥「チーム学校」の理念に基づいた教育相談体制の確立といじめ不登校対策委員会等の定例化によるいじめ・不登校の未然防止に努めます。また、体罰の撲滅に向けて教職員の資質向上、保護者の支援・協力に努めます。

⑦教員評価システムを活用して教職員の人材育成を図り、資質向上に努めます。

#### 4 地域に開かれた学校づくり

①「宇佐市教育の日」を中心に全小中学校において授業・学校行事等を公開するとともに、地域

学校協働活動を推進することで、保護者や地域と確かな絆で結ばれた学校づくりに努めます。

②学校運営協議会の活用等により、地域とともにある学校運営に努めます。

#### 5 学校給食の充実

①学校給食実施基準に沿って、バランスに富んだ給食の提供に努めるとともに、食物アレルギー対応など個々の児童生徒の状況に応じた内容の充実と調理の工夫に努めます。

②学校その他関係機関と連携して、学校給食を活用した食に関する教育に努め、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養います。

③地場産品の活用体制を構築するため、農協やその他関係機関との連携強化に努めます。また、「ふるさと給食の日」を中心に地場産品の活用に努めます。

④研修会等の開催により、衛生意識の向上を図るとともに、施設・設備の充実や日常の定期点検の実施等により衛生環境の充実に努めます。

⑤給食物資の選定や食中毒に対する管理マニュアルの活用及び作成により、安全安心な学校給食の提供に努めます。

#### 主な取組

- |                 |                      |             |
|-----------------|----------------------|-------------|
| ◇危険遊具の修繕、撤去及び更新 | ◇教室環境向上対策            | ◇学校施設長寿命化対策 |
| ◇危機管理の啓発及び指導    | ◇タブレット導入の推進          | ◇学校運営協議会の実施 |
| ◇学校施設環境整備活動の支援  | ◇学校施設長寿命化計画の策定       |             |
| ◇教育相談体制の確立      | ◇個別の指導計画や個人カルテ等作成の推進 |             |



遊具の修繕、更新



学校施設の改修（プール）

# 第4節 特別支援教育

## 現状と課題

学校教育法等の改正が行われ、平成19年4月から障がいのある児童生徒等の教育の充実を図るために、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、適切な教育（特別支援教育）を行うことが明確に位置付けられました。

特別支援教育は、障がいのある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うとともに、誰もがそれぞれの違いを認め合いながら、地域の中でいきいきと活躍できる共生社会を形成するものです。

近年、本市では小中学校で特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加しており、通常学級においても発達障がいなど特別な支援を必要とする児童生徒も急増し、特別な支援が必要な子どもたちに対して、日常生活動作の介助を行ったり、学習活動上のサポートを行ったりする特別支援教育支援員の活用が、障がいに応じた適切な教育をする上で重要となっています。

また、多様化する特別支援に関するニーズを踏まえ、子どもたちがそれぞれの教育的ニーズに応じた場で適切な指導支援を受け、持てる力を高めながら将来にわたって心身ともにより豊かな生活が送れるよう、早期から一貫した教育支援の充実に努めていく必要があります。

## 施策の方針

子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援に努めます。

また、障がいのある子どもへの教育にとどまらず、障がいのある子どもに関する理解と認識を深めるとともに、教育内容や環境の改善に努めます。

## 目標指標

【目標指標については、累積の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	特別支援教育支援員の配置	人	42	50
2	特別支援免許の取得率の向上	%	82	90

## 主要施策

### 1 特別なニーズに対応した教育の推進

- ①特別な支援を必要とする児童生徒等の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、専門的な指導体制の充実を図ります。
- ②共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもに関する理解と認識を深めるための啓発活動の充実に努めます。

### 2 特別支援教育環境の充実

- ①児童生徒の障がいの状態及び発達段階、特性等に応じて適切な指導ができるよう、教材・教具等の充実を図るとともに、教育環境の整備に努めます。
- ②特別支援学級や通級指導教室の増設、加配教員の増員の要請等を行い、障がいの種別、程度及び能力に応じたきめ細かい教育の推進に努めます。
- ③通常学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童・生徒等については、特別支援教育支援員を配置し、教育環境の充実に努めます。

## 主な取組

◇特別支援学級、通級指導教室増設の要請

◇個別の指導計画、個別の教育支援計画の充実

◇特別支援教育支援員の配置

◇特別支援教育連携会議の開催



# 第5節 高等学校等教育

## 現 状 と 課 題

本市の高等学校への進学率は、近年ほぼ 100 パーセントであり、ほとんどの生徒が進学を希望していますが、市内における高等学校数は公立高校で普通科高校が2校（うち1校は連携型中高一貫教育）、専門高校が1校、他に私立高校が1校（普通科、専門科）の4校しかなく、通学距離を考慮すると高校選択の余地はほとんど無いのが現状で、特に専門高校は希望学科の関係から近隣市外の高校に進学する生徒が 30% を超える状況となっています。

進学者のニーズの多様化による近隣市への流出を防ぐため、市内 4 高校との課題抽出及び対応策の協議により、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等の多様なニーズに対応した特色ある支援、あるいは実業系の資格取得等の促進によるヒトづくりの充実が求められています。

また、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すため、小学校、中学校及び高等学校が連携し、継続的な指導を行うことが求められるとともに、学校種間を円滑に接続する小中高一貫教育の研究成果を踏まえた取組が必要です。

さらに、自らの能力や適性などにあった進路を選択し、高校生活を継続できるよう、経済的に支援していく奨学制度の充実に努めます。

大学等高等教育については、教育機関の開設により地域活性化や若者定住などその波及効果は期待されるものの、少子化等の影響により新たな開設は難しい状況です。

そのため、既存の高等教育機関と地域との関わりを深める「交流活動の促進」や地域住民の生涯学習拠点としての「機能の充実」が求められます。

### ■中学校卒業後進路の推移■

(単位：人、%)

区分 年次	総数	高等学校等進学者数	進学率	
			うち市内 高等学校	
平成 25 年	515	513	75.3	99.6
平成 26 年	575	567	67.3	98.6
平成 27 年	497	493	70.6	99.2
平成 28 年	495	488	70.3	98.6
平成 29 年	502	501	67.1	99.8

資料：学校基本調査

## 施 策 の 方 針

小学校、中学校及び高等学校を円滑に接続し、継続的に指導するため、小中高連携教育の推進に努めるとともに、関係機関に対する教育課程の編成や学科の設置に関する要望、奨学制度の充実等による進学支援に努めます。

また、大学等の高等教育機関については、学生と地域住民との交流活動の促進に努めるとともに、教育機関の機能充実に努めます。

## 目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	市内高等学校への進学率	%	67.1	75.0

## 主要施策

### 1 高等学校教育の充実

- ①次代を担う高校生へ多様化する時代に対応できる人材育成を行う環境を充実するため、県や関係機関と連携しながら支援します。

### 2 小中高連携教育の推進

- ①小中高一貫教育の充実により、ゆとりある学校生活において、多方面にわたる交流及び体験を通じた多様性のある教育の推進に努めます。  
②中学校区ブロック、教科部会ごとに情報交換や互見授業、交流活動等を行い、小・中学校の円滑な接続に努めます。  
③中学校で地元高校教諭による授業を開催するなど、中学校と高校の連携強化に努めます。

### 3 奨学制度による支援

- ①経済的な理由により、高等学校等での修学が困難な家庭の生徒に対して、奨学制度により支援します。

### 4 大学等高等教育の充実

- ①放送大学については、学生募集や各種講座等の広報活動を支援します。また、市民の生涯学習等へのニーズに対応できるように、施設・設備等の充実を要請します。  
②大分大学経済学部のフィールドワーク<sup>\*1</sup>の拠点となるサテライト・ラボ<sup>\*2</sup>として交流ステーションの施設設備、交流活動の促進及び地域住民の生涯学習拠点としての機能の充実を図ります。

## 主な取組

- ◇小中高連携教育の実施 ◇ジョイント事業、互見授業の実施 ◇奨学資金の補助  
◇高校生短期留学支援 ◇資格取得支援

#### 【用語解説】

\*<sup>1</sup> フィールドワーク・・・外など現地での実態に即した調査・研究。

\*<sup>2</sup> サテライト・ラボ・・・本部・本体から離れた研究所や実験室。地域住民と企業、自治体、大学生が交流する学びの場

# 第6節 青少年育成

## 現状と課題

青少年期は、心身の発達に伴い、子どもから若者へと成長するとともに、様々な悩みや葛藤を経験しながら、社会の担い手として生活の基盤を確立し、能力や適性等に応じて活躍の場を広げていく時期です。

近年の核家族化や少子化などによる、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少や、地域でのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。

また、児童虐待相談の増加やひとり親家庭の増加、子育て家庭の孤立化など、家庭が抱える課題は多様化しており、親が子どもにどのように接していくかという指針を示す冊子を作成するなど、きめ細やかな家庭教育支援を積極的に進めていくことが必要となっています。

そのため、地域住民との交流活動や地域住民の学校支援や学校外活動等による地域「協育力」の向上を図るとともに、子育て中の親が不安や悩みを解消し家庭教育に取り組むことができる環境づくり、関係機関との連携による家庭教育支援の充実等による健全な社会環境づくりが求められます。

## 施策の方針

関係団体の支援や指導者の育成等による健全育成組織・体制の充実や青少年と地域住民との交流活動等による地域「協育力」の向上、家庭教育に取り組むことができる環境づくり等による家庭教育支援の充実、関係機関と一緒にした啓発活動等による健全な社会環境づくりに努めます。

## 目標指標

【目標指標については、累積の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	学校支援登録ボランティア	(個人・団体)	394	520
2	小学生チャレンジ教室	ヶ所	8	10

## 主要施策

### 1 青少年育成関係組織・体制の充実

- ①「家庭の日※1」を中心に講演会等を開催し、非行防止や有害環境浄化活動など宇佐市青少年健全育成市民会議の活動の活性化に努めます。

#### 【用語解説】

※1 家庭の日・・・家族みんなが顔をそろえ、子どもたちの健やかな成長を願う日のことで毎月第3日曜日と定めている。

- ②宇佐市子ども会育成連絡協議会や青少年健全育成協議会、宇佐市PTA連合会など青少年健全育成活動を行う各種団体を支援します。
- ③県が行う研修会等を周知し、各種団体組織の代表者を中心に青少年指導者の育成を図ります。

## 2 地域「協育力」向上支援の充実

- ①「子ども体験教室」等により、子どもの様々な体験活動を促進するとともに、地域と子どもたちとの交流促進に努めます。
- ②地域の方々が学校でのボランティアや講師等として活動する学校支援の充実に努めます。
- ③地域住民が講師となって様々な体験学習を取り入れた「小学生チャレンジ教室」の開設に努めます。
- ④地域での少年スポーツや文化継承等の活動の推進に努めます。

## 3 家庭教育支援の充実

- ①保護者が家庭教育に関する学習や相談ができるよう、家庭教育を支援する組織・体制の充実に努めます。
- ②人格を形成する上で重要な役割を担う場である「家庭」を見つめるため、「家庭の日」の推進に努めます。

## 4 健全な社会環境づくり

- ①青少年健全育成に係る関係団体の支援や指導者の育成等に努めます。
- ②学校、家庭、地域、企業など関係機関が一体となった啓発活動等に努めます。

### 主な取組

- ◇宇佐市青少年育成市民会議等の活動支援  
◇小学生チャレンジ教室、子ども体験教室の開設



小学生チャレンジ教室



子ども体験教室

# 第7節 スポーツ

## 現状と課題

平成23年6月に国のスポーツ基本方針等を定めるスポーツ振興法が改正となり、スポーツ基本法が制定されました。法において地方公共団体は、その地域の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるよう求められたことを受け、本市では、平成25年3月に宇佐市スポーツ推進計画（以下「本計画」とする。）を策定し、計画的に推進しています。

本計画の推進体制として、平成26年度に市民代表や関係機関代表、学識経験者で組織する宇佐市スポーツ推進協議会を立ち上げ、協議会において本計画の実施状況の点検・評価を行うとともに、今後の推進施策等を定期的に協議・検討しています。

本計画に掲げる①「スポーツのできる場所づくり」として、利用者の多い平成令和の森スポーツ公園、総合運動場、総合体育館、市民プールの4施設をスポーツ拠点施設として位置づけており、拠点施設の機能強化や適期の更新などスポーツ施設の充実を図るなど、市民がいつでも気軽にスポーツできる場所を確保していくことが求められています。

併せて、本計画の目標である②「スポーツを通じた人づくり」を実現するため、スポーツの普及啓発活動の推進や人材の育成など、また、③「スポーツを活かす仕組みづくり」の実現に向け、多種多様なスポーツの提供やスポーツ環境を支える連携体制づくりなどを具体的な取組として推進していく必要があります。

## 施策の方針

本計画に沿って、スポーツ施策を戦略的に進めていき、スポーツを通じた人づくり、スポーツを活かす仕組みづくり、スポーツのできる場所づくりに努め、「する、みる、支える、スポーツ普及振興による宇佐の地域づくり」を目指します。

## 目標指標

【目標指標については、累積の数値を記載】

No	指標項目	単位	現況		目標	
			2017年	2024年	2017年	2024年
1	スポーツ少年団認定指導者数	人	74		100	
2	スポーツ推進委員数	人	27		41	
3	スポーツ施設年間利用者数	人	104,127		175,000	

## 主要施策

### 1 スポーツ推進計画の推進

- ①ホームページやメディア等による情報発信や学校教育や社会教育などの機会を通じた啓発によってスポーツに関する意識高揚を図ります。

- ②全国的なスポーツ大会の誘致やプロスポーツ選手との交流などトップレベルスポーツに触れる機会の創出やスポーツ国際交流に努めます。
- ③プロスポーツの活動支援や気軽に参加できるスポーツイベントの実施などによってスポーツを通じた郷土愛づくりに努めます。
- ④宇佐市スポーツ推進委員等による担い手づくりやスポーツリーダーなどのボランティアの人材育成に努めます。
- ⑤指導者や審判員などスポーツに関わる人材育成に努めます。
- ⑥宇佐市スポーツ推進協議会を中心に、市民ニーズが反映できるスポーツ推進体制を構築します。
- ⑦小中学校のスポーツ普及・啓発や活動支援を行うなど学校との連携に努めます。

## 2 スポーツ施設・設備の充実

- ①利用者ニーズを把握のうえ、スポーツ拠点の整備推進を図ります。なお、整備に際してはユニバーサルデザインの導入も検討します。
- ②指定管理者の導入をはじめ、施設にあった管理方式を検討するなど利用者目線でスポーツ施設の管理運営に努めます。
- ③新設、建替、設備更新、廃止など施設のマネジメント計画を策定し、適切な時期の実施に努めます。
- ④スポーツ施設を安全に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。
- ⑤スポーツ利用方法の見直しや予約方法の検討など、利用しやすい環境の整備に努めます。
- ⑥学校などの公共施設や企業・民間が所有するスポーツ施設など、多様なスポーツ施設の活用を図ります。

## 3 スポーツの活動機会の拡充

- ①全国大会等に出場する選手の激励やスポーツ大会の開催、競技団体の支援、ジュニアの育成等により、スポーツ人口の拡大と併せて競技力の向上に努めます。
- ②レクリエーション活動の普及推進、市民の健康づくり、子どもがスポーツに取り組む環境整備等を通じてライフステージに応じたスポーツ活動の普及促進に努めます。
- ③スポーツ教室の開催、部活動や企業スポーツの支援を通じて、スポーツの振興を図ります。
- ④スポーツツーリズムの推進や地元の宿泊施設・商店街、地場産業との連携など、他分野施策との連携を図ります。
- ⑤いつでも誰もが気軽にスポーツできる環境づくりのため、総合型地域スポーツクラブの活動の普及・啓発に努めます。
- ⑥スポーツ団体の支援や団体間の交流促進などスポーツに関わる人材の連携体制の構築を図ります。
- ⑦スポーツ大会、イベント共催、スポーツ施設相互利用など近隣自治体との連携に努めます。

## 主な取組

- ◇地域スポーツの情報発信
- ◇プロスポーツ選手との交流
- ◇スポーツイベント実施
- ◇スポーツ協定に基づく連携
- ◇市内宿泊・観光施設等の紹介
- ◇市内企業との連携
- ◇総合型地域スポーツクラブの支援
- ◇スポーツ少年団支援
- ◇競技団体の支援
- ◇スポーツコンシェルジュの養成
- ◇スポーツ教室の開催
- ◇スポーツ人材育成
- ◇スポーツボランティアの育成
- ◇スポーツ施設マネジメント
- ◇軽スポーツの普及
- ◇自治体スポーツ施設相互利用
- ◇障がい者スポーツ支援
- ◇学校教育との連携
- ◇市民体育大会開催
- ◇県民体育大会支援
- ◇大会出場補助
- ◇予約システム強化
- ◇学校施設等の活用
- ◇健康づくり支援
- ◇スポーツ施設のネーミングライツ導入検討
- ◇全国レベルの大会やキャンプの誘致



宇佐市民プール・総合体育館



スポーツ大会の開催



# 第8節 文化・芸術活動

## 現状と課題

文化・芸術活動は、人々の創造性を育み地域社会に活力をもたらす源泉であり、市民ひとり一人がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現するために重要な役割を担っています。

近年、社会生活に潤いをもたらす文化・芸術活動の充実が求められており、また、市民の一体感の醸成や魅力的なまちづくりを目標にした文化振興策が求められています。

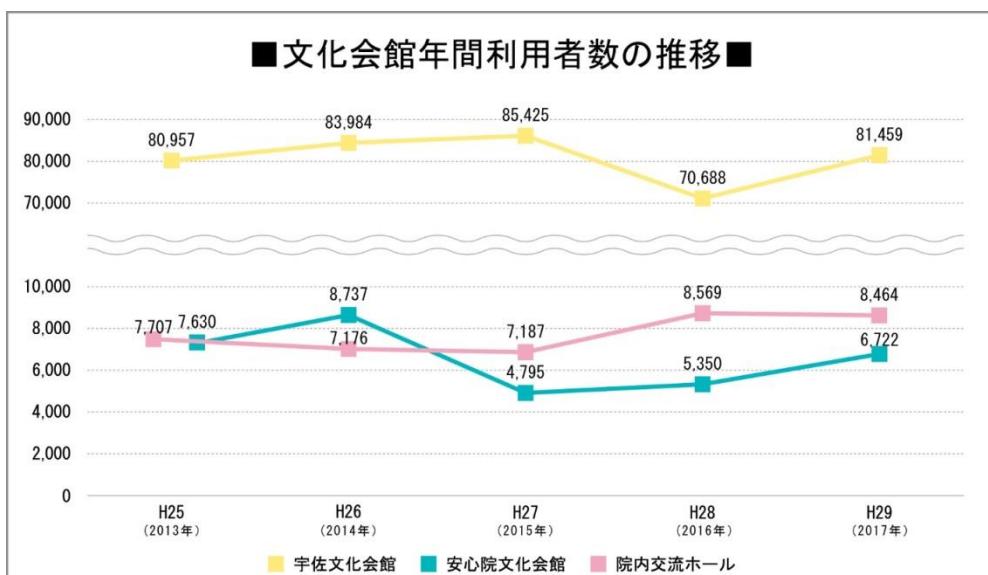
今後は、文化・芸術に係る施策として、文化振興だけで終わるのではなく、地域の歴史観光資源の活用等、地域特性を存分に活かした文化事業を市民と共に企画し、展開することにより、観光振興や地域活性化に繋げることが期待されています。

また、大分県では平成30年度に2巡目となる国民文化祭が開催され、本市でも歴史観光資源を活用した事業として「宇佐神宮」を舞台にしたデジタルアート等を実施し、芸術文化活動の活性化や市民の関心の向上につなげることができました。今後は、国民文化祭を契機とした文化の掘り起しと次世代へつながる文化行事等に取り組むことで、文化・芸術を広く情報発信していく必要があります。

さらに、文化振興を図るために拠点となる文化施設は、地域文化や芸術活動への支援や振興を図ることを目的として運営されておりますが、開館から30年以上が経過し、施設・設備ともに老朽化が著しいことから、円滑な運営を行っていくためには、施設の修理や改修を適切に行い、その機能を維持し、文化・芸術活動の充実及び魅力的なまちづくりにつなげていく必要があります。

## 施策の方針

地域の特性を活かした文化振興を図るため、地域の歴史観光資源の活用を図るとともに、各種文化・芸術団体の活動支援や文化施設の充実に努め、市民一人ひとりが真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活の実現を目指します。



## 目 標 指 標

【目標指標については、単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	宇佐文化会館・ウサノピア年間利用者数	人	81,459	90,000

## 主 要 施 策

### 1 地域資源の活用

- ①宇佐市にゆかりの深い偉人を顕彰することで、宇佐市独自の文化に触れる機会の創出に努めます。
- ②「宇佐神宮」をはじめ、「院内の石橋」、「安心院の鎧絵」など地域の特色を活かした歴史的資源を活用しながら文化振興を進めています。

### 2 活動支援の充実

- ①宇佐市文化協会をはじめ、各種文化団体の活動支援や文化・芸術情報の発信等に努めます。
- ②新たな文化・芸術活動を行う団体の育成や支援を図るとともに、相互の連携を図りながら、新しい文化・芸術の提供に努めます。
- ③美術交流展等を開催し、友好・姉妹都市との交流を通じた、多文化共生の推進に努めます。
- ④地域固有の伝統芸能や文化の掘り起しなど次世代へ残していくための継承活動や後継者の育成等を行う団体を支援し、地域文化の振興及び活性化に努めます。

### 3 施設・設備の充実

- ①「宇佐市文化施設運営委員会」の開催等により、市民の意見を反映した文化施設の管理・運営に努めます。
- ②指定管理者制度の活用等により、文化施設の適正な管理・運営に努めます。
- ③老朽化した文化施設については、計画的な改修等により、施設利用者の安心・安全確保に努めます。
- ④宇佐市公共施設等総合管理計画に基づく文化施設の在り方について検討していきます。

## 主 な 取 組

◇宇佐の歴史・文化の顕彰

◇文化団体活動の支援

◇文化施設改修等

# 第9節 文化財

## 現 状 と 課 題

文化財は、歴史・文化等の正しい理解と将来の豊かな生活や文化の向上・発展の基礎となるとともに、地域の活性化や観光振興に資する貴重な資源です。

本市は、昭和51年に「文化財保護宣言都市」を全国に先駆けて提唱し、さらに合併後の平成18年に再度決議することで、「先人が築き上げた貴重な文化財を市民全体で保護する」という市民意識の高揚を図るとともに、外部に向けて保護意識の表明を行いました。

そのなかで、国宝宇佐神宮本殿や国指定重要文化財善光寺本堂、国指定特別天然記念物オオサンショウウオをはじめ、国・県・市の指定文化財が多く存在するため、これらの文化財の保存や保護に努めるとともに、未来に継承するための活動にも力を注ぐ必要があります。

しかし、文化財の中には、朽損が顕著なもの、定期的な管理を必要としているもの、継承者の育成を必要としているものなど多くの課題があり、このような貴重な文化財が失われないよう、より一層の保存対策と支援を講じることが求められています。

また、文化財愛護意識を啓発・普及するために、資料館などの拠点施設の整備や観光分野との連携等が求められ、戦争遺構については、戦後70年を経過し、遺構の保全・資料の散逸に関する危惧が高まっていることから、関係機関との連携による早急な対応が必要となっています。

さらに、放生会など各地域の伝統文化や民俗芸能等の保存・継承を図るため、関係団体の活動支援や後継者の育成が求められます。

## 施 策 の 方 針

各種文化財の保護・保全に努め、収集・調査・研究を行うとともに、観光分野と連携して、それらを活用した啓発・普及活動を推進します。

また、国指定史跡などの重要遺跡や戦争遺構の保存、それらを巡る拠点となる施設の整備、各種指定文化財の保存に向けた環境整備に努めます。

さらに、各地域に残る伝統文化や民俗芸能等を保存・継承するため、関係団体の活動支援に努めます。

## 目 標 指 標

【目標指標については、単年度の数値、ただし2については累積を記載】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	平和ツーリズム関連施設利用者	人	25,500	183,000
2	文化財の指定件数	件	376	400

## 主要施策

### 1 文化財の調査と保護

- ①埋蔵文化財については、発掘調査を行い、保存と活用に努めます。
- ②国指定特別天然記念物「オオサンショウウオ」の保護及び天然記念物「オオサンショウウオ生息地」の保存管理に努めます。
- ③埋蔵文化財やその他の文化財についても調査・研究を行い、重要なものについては指定や登録を目指します。
- ④各種調査で得られた資料等については、調査報告書の作成に努めます。
- ⑤国指定史跡「宇佐神宮境内」及び国指定天然記念物「宇佐神宮社叢」の保存管理に努めます。

### 2 平和ツーリズムの推進

- ①平和の大切さと命の尊さを感じ考える機会を創出する平和ツーリズムを推進します。
- ②拠点施設となる宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館の機能拡充、効果的な活動の展開に努めます。
- ③戦争遺構の保存整備に努め、遺構めぐり等の活動に対応するようフィールドミュージアムの充実を図ります。

### 3 文化財の整備と活用

- ①国指定史跡法鏡寺廃寺跡については、公園整備により保存及び文化財に親しむ場の創出に努めます。
- ②国指定史跡宇佐神宮境内や宇佐海軍航空隊跡、石橋、鎌絵など各種文化財の中で、朽損等により保全の緊急性が高い文化財については、計画的に保存修理を行います。
- ③重要文化財などの収蔵庫の建設・改修等を支援します。
- ④発掘調査で得られた資料の公開については、展示施設の充実に努めます。

### 4 郷土資料の収集と保存

- ①散逸・滅失の危惧がある古文書や書簡・絵図などの郷土関係資料を積極的に収集し、保存と活用に努めます。
- ②方言や民話、戦争体験者などの証言について記録を行い、活用を図ります。

### 5 伝統文化の保存と継承

- ①市内に伝わる伝統文化や民俗芸能などの調査を行い、保存と継承を図ります。
- ②郷土の伝統文化や民俗芸能などを継承している団体の活動を支援します。

## 6 文化財愛護の啓発と普及

- ①文化財の愛護活動に取り組む団体等を支援し、郷土の歴史や文化を大切にする心を育みます。
- ②文化財愛護意識の高揚を図るため、「宇佐学講座」等の講演会や各種学習会等を開催します。
- ③文化財調査成果については、学校教育や社会教育等の学習素材として有効に活用します。
- ④災害等から重要な文化財を守るために、防災設備の充実を支援するとともに、防災体制の強化に努めます。

### 主な取組

- |             |              |                 |
|-------------|--------------|-----------------|
| ◇調査事業の継続・推進 | ◇民俗文化財の調査・研究 | ◇資料館の機能を拡充      |
| ◇国際平和の推進    | ◇民俗芸能継承団体の支援 | ◇郷土資料の収集と活用     |
| ◇文化財の保存と整備  | ◇ガイド養成等の人材育成 | ◇遺構の整備及び管理      |
| ◇文化財愛護活動の支援 | ◇文化財の公開・活用   | ◇文化財の収蔵と展示施設の充実 |



宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館イメージ



埋蔵文化財発掘調査



平和ウォーク子どもガイド